

福岡市土砂災害等危険住宅移転事業補助制度

令和7年度版

1 制度概要

土砂災害などのおそれがある区域にある住宅で、土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないもの等に対して、**移転等に必要の費用の一部を補助します。**

2 補助金交付対象

次のいずれかに該当する区域に建つ既存住宅(危険住宅)の所有者等を補助対象としています。

	対象区域	危険住宅	
		既存不適格	その他
1	土砂災害特別警戒区域	福岡県が左記の区域を指定する以前から区域内に建っている既存の住宅	建築後の大規模地震、台風等により安全上又は生活上の支障が生じ、県又は市が移転勧告、是正勧告、避難指示等を行った住宅。ただし、避難指示については、当該指示が公示された日から六月を経過している住宅に限る。
2	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づいて、福岡県が指定する区域		
3	急傾斜地崩壊危険区域		
4	がけ条例適用区域		
5	福岡県建築基準法施行条例第5条により、建築が制限されている範囲内		
6	土砂災害特別警戒区域に指定される見込みのある区域	昭和49年6月以前から左記の制限区域に建っている既存の住宅	
7	過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域	災害救済法に基づいて福岡県が適用を決定した区域	

※**危険住宅の除去が必須**となります。

※補助金交付申請は「**建築敷地**」単位とし、同一敷地内での申請は**1回のみ**となります。

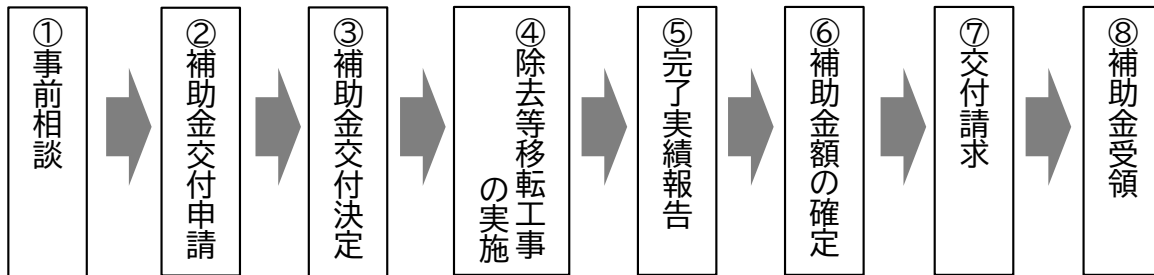
※移転後の住宅の建設については、原則として**建築物エネルギー消費性能基準に適合**する必要があります。

3 補助金の額

補助対象経費		補助限度額
危険住宅の除去に要する費用	危険住宅の除却に要する費用	非木造住宅:4万7千円×面積(m ²) 木造住宅:3万3千円×面積(m ²)
動産移転費等	動産移転費、仮住居費、跡地整備費等	97万5千円
建物助成費	住宅の建設及び改修資金を金融機関等から借り入れた場合の借入金利に相当する費用(年利率8.5%限度)	421万円(建物325万円、土地96万円)

※補助限度額は、補助対象経費の額に関わらず予算の範囲内での交付となります。

4 補助金交付申請の流れ



※**③補助金交付決定前に実施(建設・除却・移転等)した経費は補助対象となりません。**

申請に必要な書類等の詳しい内容については下記までお問い合わせください。



画像提供: NPO法人土砂災害防止広報センター

お問い合わせ先

福岡市住宅都市みどり局 建築指導部 開発・盛土指導課
電話:092-711-4588 FAX:092-733-5584
E-mail: kaiatsu-morido.HUPB@city.fukuoka.lg.jp

詳細は市
ホームページ
を確認

